

第3次精華町地域福祉計画
(案)

平成31年3月
精 華 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

- (1) 地域福祉とは
- (2) 計画策定の背景
- (3) 法的根拠
- (4) 計画の位置づけと計画期間
- (5) 上位関連計画

第2章 精華町の地域福祉に係る概況と課題 7

- 1. 統計指標
 - (1) 人口・世帯
 - (2) 地域コミュニティ
 - (3) 福祉関連等
- 2. 地域福祉の圏域と活動
 - (1) 主な圏域の位置づけ
 - (2) 町内の圏域図
 - (3) 第3次地域福祉計画で位置づける圏域
 - (4) 地域福祉に係る住民活動
 - (5) 町内の公共的団体等
 - (6) 絆ネットワーク
- 3. 計画課題
 - [課題1] 地域包括ケアシステムの充実
 - [課題2] 地域福祉の担い手の育成・確保
 - [課題3] セーフティネットの充実
 - [課題4] 社会参加の保障
 - [課題5] 防災対策の強化
 - [課題6] 地域福祉推進体制の再編

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

2. 計画目標

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

3. 各行動主体の役割

1. 施策体系

2. 具体的な施策

[施策1] 「我が事」で支えあう地域づくり

[施策2] 防災・防犯対策の充実

[施策3] 「丸ごと相談支援」の体制強化

[施策4] 福祉サービスの充実

[施策5] 福祉意識の醸成

[施策6] ユニバーサルなまちづくり

(1) 計画の進行管理

(2) 新たな財源の確保と有効活用

(3) 圏域・京都府等との連携・協調

第1章 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉とは

① 地域福祉の定義

地域福祉とは「住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活（暮らし）を送ることができるような状態を創っていくこと」をいいます。

② 「自助」「互助」「共助」「公助」の働き

地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる人など、さまざまな人が生活しており、それぞれの人に発した多種多様な悩みや問題が、一人ひとりに固有の生活課題・福祉課題を作り出しており、そのすべてに、本人や家族だけで、あるいは、公的なサービスだけで対応することは困難です。

生活課題・福祉課題への対応は、自らの力で問題解決を図る「自助」、家族や隣近所等で助け合う「互助」、地域で組織的に支え合う「共助」、公的な支援や福祉サービスといった「公助」のそれぞれの働きが生き、また、それらの連携・協働の仕組みが生きることによって図られるべきものです。

従って、精華町（以下、本町という。）の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に連携・協働していくことが重要です。

区分	自助	互助	共助	公助
働く力	自ら生活課題に対応する力（自発的）	身近な人間関係の中で助け合う力（自発的）	地域の人や活動団体、行政等の協働の力（制度的・組織的）	自助・互助・共助で支えられない生活課題に対応する公的な仕組みの力
主な取り組み	健康診断の受診 介護予防の活動	住民活動 ボランティア活動	地域包括ケアシステム 社会保険制度（介護サービス等）	（一般財源による）福祉サービス 生活保護
費用の負担	自己負担（市場サービス購入）	町内会など非制度的リスク共有者の負担	介護保険の被保険者など制度的リスク共有者の負担	税による公の負担

住民と行政の連携・協働の領域

(2) 計画策定の背景

① 「地域共生社会」実現の社会要請

わが国は、少子・高齢化が一段と進んで人口減少社会へと至っており、国全体の社会・経済の安定が危機に瀕しています。併せて、地域での生活課題・福祉課題は多様化し複雑化してきており、何らかの支援を必要とする人も増加していますが、それらの課題に対応するための地域力は弱まってきています。

こうした状況に対して、地域福祉の推進を図って、すべての住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成していくことが重要となっています。

そして、地域コミュニティの働きと公的な福祉サービスが協働することで、住民が助け合いながら暮らすことのできる「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」を実現していくことが喫緊の課題となっています。

② 国の動き

国では「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置して係る取り組みの推進を図るとともに、平成 28 年 10 月からは「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などの議論を進めてきています。

平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。改正後の社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明確に規定されるとともに、地域福祉計画は、高齢・障害・児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、平成 29 年 9 月には地域力強化検討会の「最終とりまとめ（次頁参照）」が公表され、市町村の包括的な支援体制づくりに向け、以下の 3 点が必要な要素として掲げられました。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- 市町村における包括的な相談支援体制

③ 精華町地域福祉計画改定の社会要請

本町では、平成 21 年 3 月に「世代をこえて安心して住めるまち」を基本理念に掲げ、「精華町地域福祉計画（以下、「第 1 次計画」という。）」を策定し、本町の地域福祉の取り組みを端緒につけたところです。

平成 25 年 3 月には、「第 1 次計画」を継承した「第 2 次精華町地域福祉計画（以下、「第 2 次計画」という。）」を策定し、階層的な「福祉圏域」を新たに設定しつつ、住民や関係団体が行政とともに、地域の課題を自らの課題と受け止めて行動できるよう、住民の主體的な活動への支援や、地域連携の強化に向けた環境整備などに取り組んできました。

しかしながら、第 2 次計画の計画期間中、国において福祉に関する各種法制度の整備が進み、前述の社会福祉法の改正など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化したことから、第 2 次計画期中ではありますが、抜本的な改定を図るべき状況となったところです。

地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

厚生労働省「地域力強化検討会」の「最終とりまとめ」概要資料より抜粋

＜今後の方向性＞

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

＜市町村における包括的な支援体制の構築＞

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
 - ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

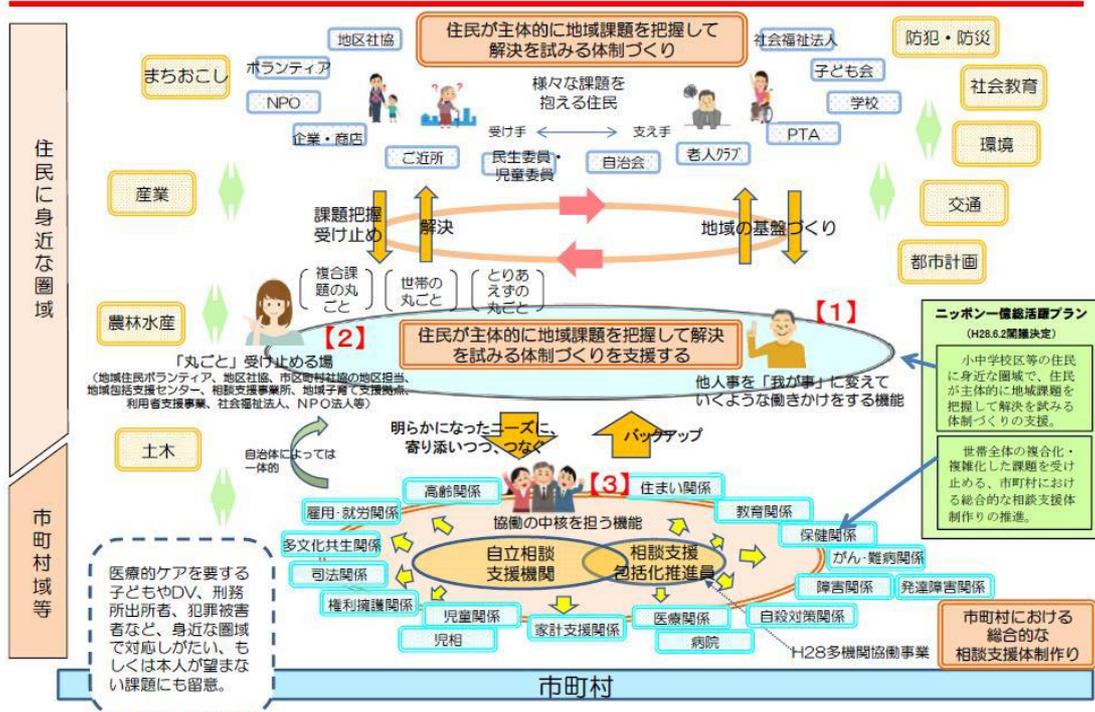
【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
 - ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
 - ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(3) 法的根拠

この計画は「社会福祉法第 107 条の規定」に基づき策定する「市町村地域福祉計画」です。同法は、平成 29 年 2 月 7 日に厚生労働省が取りまとめた「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を受けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）」により改正されました。

従来、「市町村地域福祉計画」は任意の策定となっていました。改正後には策定の努力義務が明記されました。また、包括的な支援体制の整備のため、高齢・障害・児童等の福祉の各分野の計画の「上位計画」としての役割が示されたところです。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

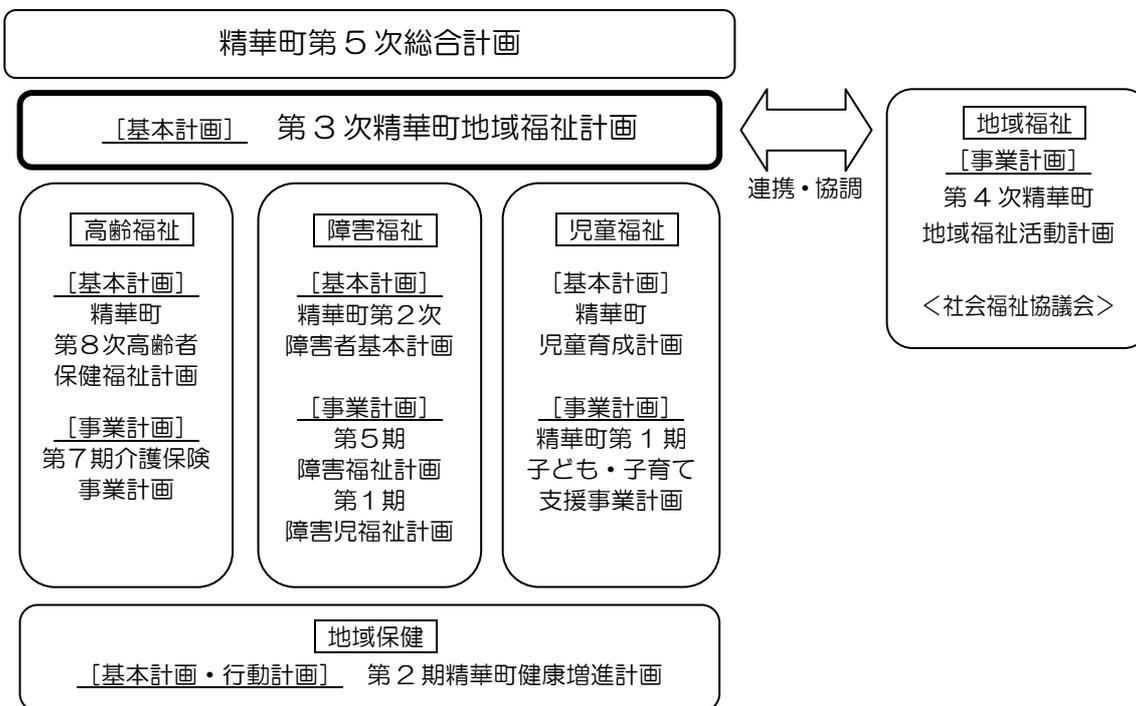
(4) 計画の位置づけと計画期間

精華町のまちづくりの最上位計画である「精華町第 5 次総合計画（平成 25（2013）～平成 34（2022）年度）」の、福祉分野における最上位計画です。「第 2 次精華町地域福祉計画（平成 26（2014）～平成 35（2023）年度）」を半期で見直すなかで法改正を踏まえて抜本的に改め、「第 3 次精華町地域福祉計画」として策定したものです。

平成 31（2019）～平成 35（2023）年度 を計画期間とします。

(5) 上位関連計画

① 関連計画の相関図



② 上位関連計画の概要

○ 精華町第5次総合計画

「人を育み未来をひらく学研都市精華町」を基本理念とする、本町のまちづくりの最上位の計画です。10年後の地域福祉の目標像として「地域で支え合う温もりのあるまち」を掲げています。

○ 精華町第8次高齢者保健福祉計画・精華町第7期介護保険事業計画

「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに 元気に暮らせる 精華町」を基本理念とする、本町の高齢福祉分野の基本的な計画であり、また、介護保険サービスの計画的な提供を図る計画です。「誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち」「介護が必要になったときの安心があるまち」を計画目標に掲げています。

○ 精華町第2次障害者基本計画【改定版】

本計画と同時に改定した、本町の障害福祉分野の基本的な計画であり、「障害があってもなくても 誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町」を基本理念とし、「誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける」「誰もが安心して毎日の生活をおくれる」「人権侵害や差別のない、地域共生社会となっている」を計画目標に掲げています。

○ 精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画

「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」との整合のもとで、障害がある人の生活支援サービスや一般就労等について、数値目標を定めて計画的なサービス提供を図る計画です。

第2章 精華町の地域福祉に係る概況と課題

1. 統計指標

(1) 人口・世帯

① 総人口・年齢3区分別人口

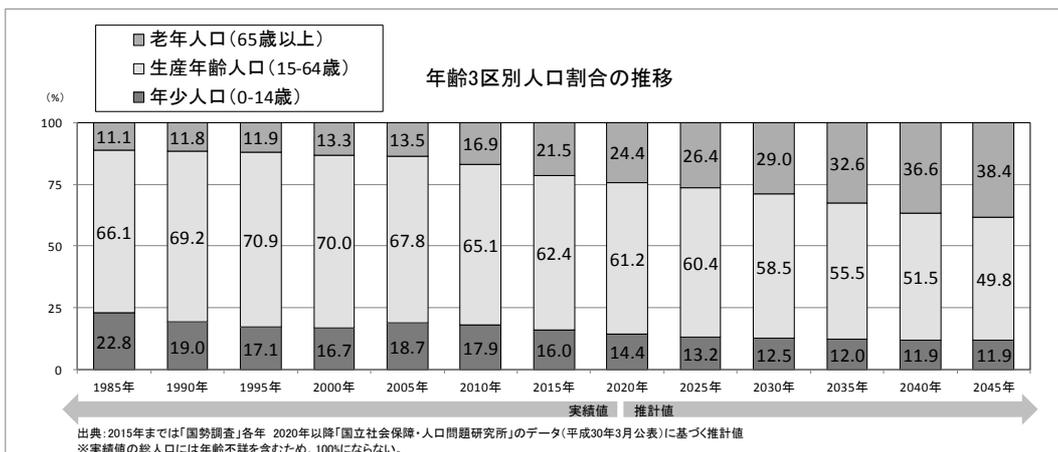
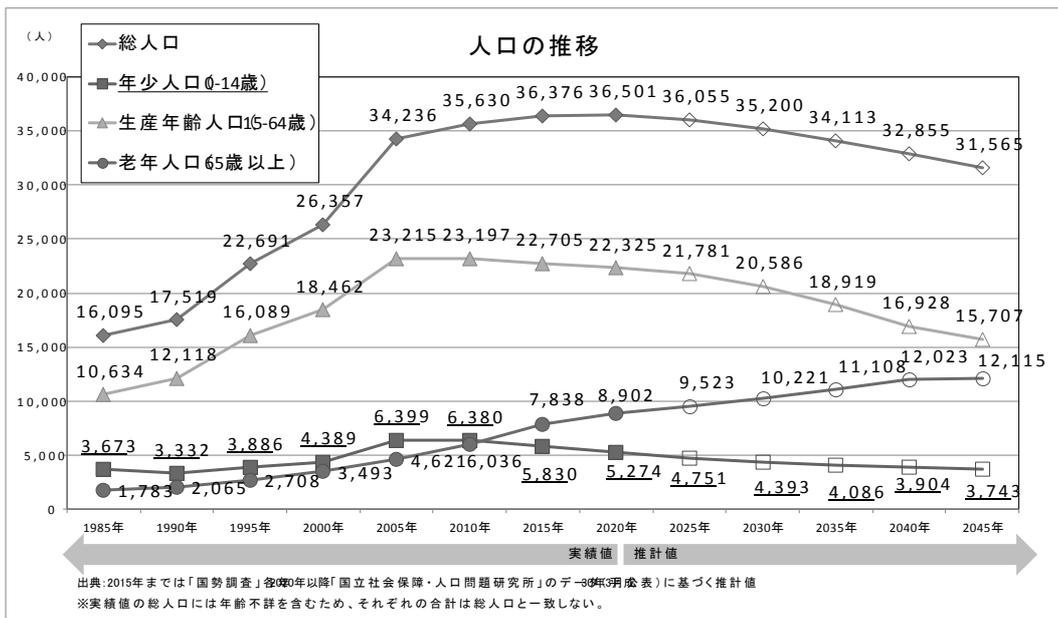
本町の人口は2015年が36,376人、1985年から一貫して増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2020年に36,501人のピークを迎えた後に減少に転じ、2045年には2015年人口から約5,000人減の31,565人となることを見込まれています。

年齢3区分別人口についてみるとは、2015年の老年人口比率（高齢化率）は21.5%、生産年齢人口は62.4%、年少人口は16.0%となっています。

同じく国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後、老年人口比率はさらに上昇し、2045年には38.4%になると推計されています。

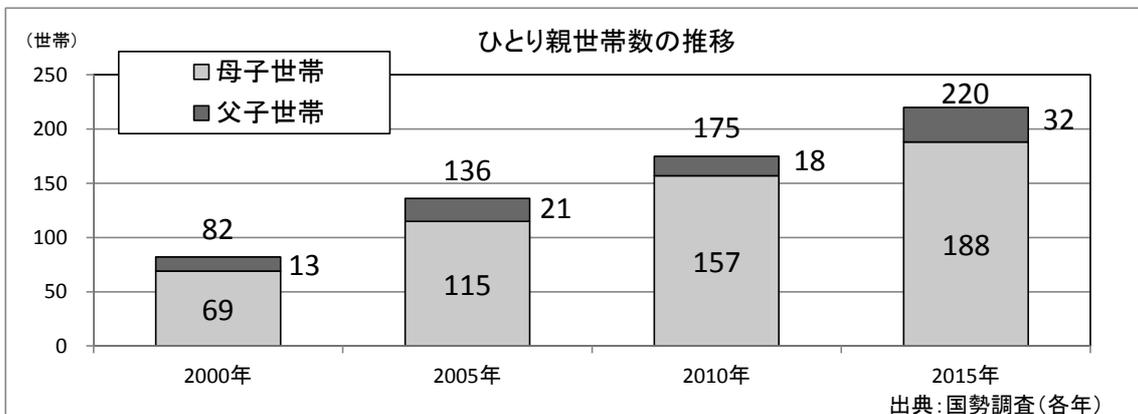
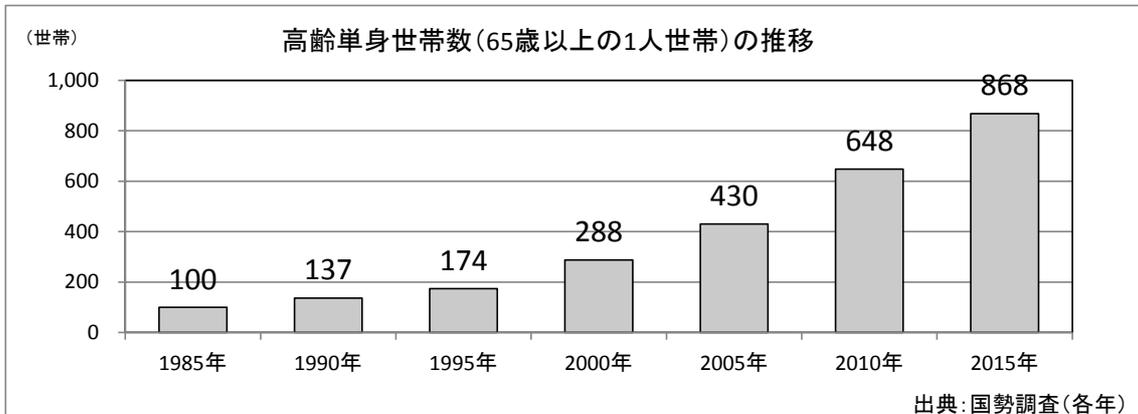
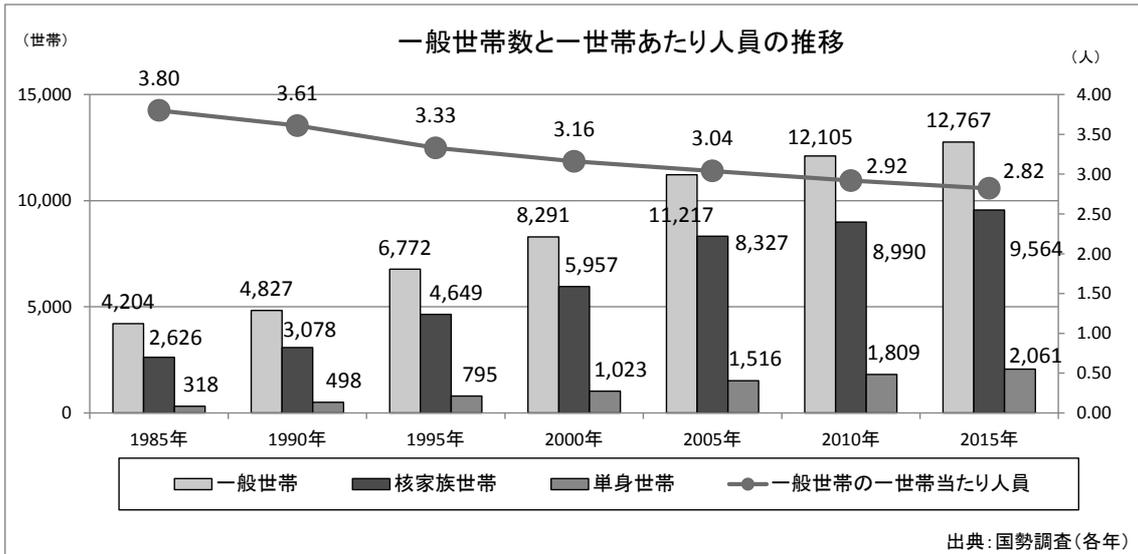
年少人口は、2005年の6,399人をピークに減少に転じており、2015年では5,830人となっています。2045年の推計値は、さらに約2,100人減少の3,743人となっています。



② 世帯の型

国勢調査による一般世帯数は、2015年が12,767世帯となっており、核家族世帯や単身世帯の増加を要因に一貫して増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人員は減少し世帯規模の縮小が進んでおり、2015年では2.82人となっています。

高齢単身世帯（65歳以上の1人世帯）についても一貫して増加しており、2000年以降、急増しています。また、ひとり親世帯の増加も進んでおり、2015年には220世帯となっています。



(2) 地域コミュニティ

- ① 福祉ボランティア登録団体数の推移のグラフを挿入予定
- ② 自治会加入率の推移のグラフを挿入予定

③ 地域別の人口・世帯の概況（平成31年1月1日現在）

中学校区	小学校区	地区	人口 a	世帯数	65歳以上人口 b	高齢化率 b/a	一人暮らし高齢者 c	一人暮らし高齢者率 c/b	0～14歳人口 d	年少人口率 d/a	
精華	精北	里	263	111	108	41.06%	18	16.67%	21	7.98%	
		旭	63	36	27	42.86%	8	29.63%	4	6.35%	
		舟	1,015	427	304	29.95%	66	21.71%	153	15.07%	
		滝ノ鼻	1,004	372	222	22.11%	38	17.12%	208	20.72%	
		菱田	1,466	628	448	30.56%	104	23.21%	160	10.91%	
		僧坊	1,664	733	462	27.76%	125	27.06%	254	15.26%	
		中久保田	449	192	126	28.06%	13	10.32%	35	7.80%	
	小学校区計	5,924	2,499	1,697	28.65%	372	21.92%	835	14.10%		
	川西	谷	294	122	114	38.78%	30	26.32%	29	9.86%	
		北瀬八間	705	320	227	32.20%	56	24.67%	81	11.49%	
		植田	793	357	237	29.89%	55	23.21%	96	12.11%	
		菅井	297	120	119	40.07%	22	18.49%	24	8.08%	
		中	435	176	142	32.64%	28	19.72%	52	11.95%	
		東	527	272	154	29.22%	74	48.05%	54	10.25%	
		西北	270	110	116	42.96%	23	19.83%	22	8.15%	
		南	2,124	929	612	28.81%	142	23.20%	316	14.88%	
		北ノ堂	776	333	310	39.95%	50	16.13%	97	12.50%	
		馬淵	636	267	186	29.25%	36	19.35%	119	18.71%	
		祝園西一丁目	1,439	656	236	16.40%	55	23.31%	270	18.76%	
		小学校区計	8,296	3,662	2,453	29.57%	571	23.28%	1,160	13.98%	
		神の園	45	42	44	97.78%	0	0.00%	0		
	自衛隊	27	27	1	3.70%	0	0.00%	0			
	精華台	南瀬八雙	959	462	362	37.75%	89	24.59%	160	16.68%	
	中学校区計		15,251	6,692	4,557	29.88%	1,032	22.65%	2,155	14.13%	
	精華南	山田荘	山田	560	252	236	42.14%	57	24.15%	42	7.50%
			乾谷	353	151	158	44.76%	28	17.72%	15	4.25%
			柘榴	283	124	119	42.05%	22	18.49%	19	6.71%
			桜が丘一丁目	1,268	497	276	21.77%	42	15.22%	192	15.14%
			桜が丘二丁目	988	374	222	22.47%	34	15.32%	133	13.46%
			桜が丘三丁目	1,356	548	380	28.02%	76	20.00%	163	12.02%
			桜が丘四丁目	1,350	538	303	22.44%	50	16.50%	139	10.30%
			桜が丘五丁目	457	159	43	9.41%	6	13.95%	36	7.88%
			桜が丘計	5,419	2,116	1,224	22.59%	208	16.99%	663	12.23%
小学校区計		6,615	2,643	1,737	26.26%	315	18.13%	739	11.17%		
精華西		東光	東畑	639	247	248	38.81%	47	18.95%	63	9.86%
			光台一丁目	1	1	0	—	0	—	0	—
	光台二丁目		66	40	0	0.00%	0	—	14	21.21%	
	光台三丁目		2	2	0	0.00%	0	—	0	0.00%	
	光台四丁目		1,438	594	353	24.55%	61	17.28%	199	13.84%	
	光台五丁目		797	317	209	26.22%	38	18.18%	94	11.79%	
	光台六丁目		1,696	610	280	16.51%	58	20.71%	313	18.46%	
	光台七丁目		1,525	616	374	20.84%	53	14.17%	238	15.61%	
	光台八丁目		1,486	536	295	19.85%	47	15.93%	207	13.93%	
	光台九丁目		856	275	71	8.29%	11	15.49%	163	19.04%	
	光台計	7,867	2,991	1,582	20.11%	268	16.94%	1,228	15.61%		
	小学校区計	8,506	3,238	1,830	21.51%	315	17.21%	1,291	15.18%		
	精華台	精華台一丁目	1,155	369	124	10.74%	18	14.52%	140	12.12%	
		精華台二丁目	1,052	349	113	10.74%	15	13.27%	125	11.88%	
		精華台三丁目	1,227	436	181	14.75%	36	19.89%	168	13.69%	
		精華台四丁目	1,580	514	154	9.75%	22	14.29%	200	12.66%	
		精華台五丁目	1,207	345	28	2.32%	7	25.00%	487	40.35%	
		精華台一丁目 け庄	330	129	60	18.18%	16	26.67%	33	10.00%	
		イグス精華台	214	81	30	14.02%	7	23.33%	33	15.42%	
ア・マックスコート		329	117	38	11.55%	9	23.68%	57	17.33%		
精華台計		7,094	2,340	728	10.26%	130	17.86%	1,243	17.52%		
中学校区計	15,600	5,578	2,558	16.40%	445	17.40%	2,534	16.24%			
合計			37,466	14,913	8,852	23.63%	1,792	20.24%	5,428	14.49%	

		人口	構成比
既存地域（旧地域）	旧居住地域の農村型コミュニティ	6,441	17%
昭和地域	昭和40年代以降の住宅開発コミュニティ	10,573	28%
学研都市地域	学研都市地域の開発コミュニティ	20,452	55%
		37,466	100%

神の園、自衛隊を含む

出典：住民基本台帳

(3) 福祉関連等

- ① 要介護度別認定者数の推移
- ② 障害者手帳所持者数の推移
- ③ 生活保護世帯の推移
- ④ 外国人住民人口の推移

2. 地域福祉の圏域と活動

(1) 主な圏域の位置づけ

精華町では、各種計画等において、それぞれで地域コミュニティのまとまりを捉えています。

① 総合計画

総合計画においては、「地域自治的な圏域として、徒歩圏での活動が容易な範囲」として「5つの小学校区」を「コミュニティ圏域」を位置づけています。

② 地域福祉

地域での見守りが行える範囲として、小中学校区を基礎単位としています。民生児童委員にあっては、自治会を単位に、その規模に応じて1~3人で担当しています。

圏域は段階的に広がるものとして、自治会、5小学校区（小地域福祉委員会の小学校区連絡会）、3中学校区（せいか地域福祉ドットコム）、精華町域、山城南圏域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）と、階層的に設定しています。

山城南圏域では、相楽社会福祉行政協議会を設置し、在宅福祉部会・介護保険部会・高齢者等医療部会・児童福祉部会に分かれて、市町村担当課長が協議を行っています。

③ 高齢福祉

日常生活圏域として「住民が日常生活を営んでいる地域として、諸条件を勘案して定める区域（介護保険法）」として、「A圏域（精北・川西小学校区）」「B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）」を設定しています。また、「生活支援サービス体制として設置するもの（介護保険法）」である協議体として、町内全域を「第1層生活支援コーディネーター」、日常生活圏域を「第2層生活支援コーディネーター」としています。

④ 障害福祉

市町村だけでは対応困難な各種のサービスの、広域的な提供網を築くために、障害保健福祉圏域として「山城南圏域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）」を設定しています。

⑤ 医療

「病床の整備を図るために都道府県が定めるもの（医療法）」として、第三次医療圏に「京都府」を、第二次医療圏に「山城南医療圏」を設定しています。また、法の規定はありませんが、「精華町域」が第一次医療圏に相当します。

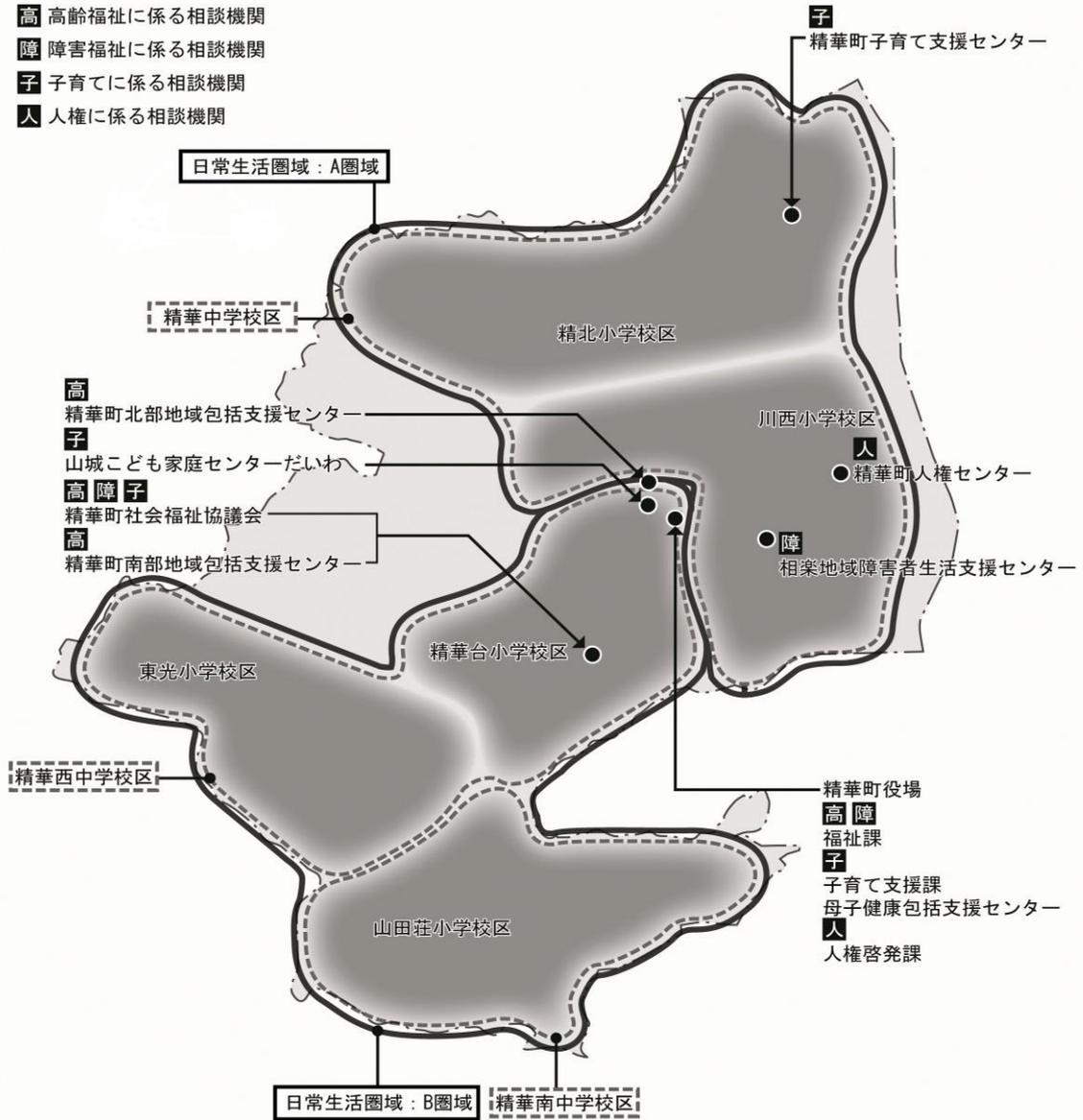
⑥ 防災

年に一度、小学校区ごとに防災訓練を実施しているほか、自治会規模以上で自主防災会を結成しています。消防団については、第1分団（北部）、第2分団（中部）、第3分団（南部）の3分団で構成しています。

(2) 町内の圏域図



- 高** 高齢福祉に係る相談機関
- 障** 障害福祉に係る相談機関
- 子** 子育てに係る相談機関
- 人** 人権に係る相談機関



(3) 第3次地域福祉計画で位置づける圏域

第3次地域福祉計画においても、従来の地域福祉計画の圏域設定を基本的に踏襲するものとし、他の計画等での圏域の考え方も考慮して、次のとおり改めて設定します。

地域福祉の圏域			
圏域名称		概ねの範囲	(他の計画等との対応関係)
近隣圏域		隣近所、自治会	民生児童委員、小地域福祉委員会(地域福祉)
校区圏域	コミュニティ圏域	小学校区	小学校区連絡会(地域福祉)、コミュニティ圏域(総合計画)、消防分団(防災)
	サービス圏域	中学校区程度	A・B圏域及び第2層(高齢福祉)
町域		精華町全域	第1層(高齢福祉)、第一次医療圏(医療)
山城南圏域		木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	相楽社会福祉行政協議会(地域福祉)、山城南圏域(障害福祉)、山城南医療圏(医療)

(4) 地域福祉に係る住民活動

精華町における地域福祉に係る住民活動は、「せいか地域福祉ドットコム」を中心として、各中学校区での住民活動を取り結びながら、行政や町内の社会福祉法人等と協調して展開されています。

一方、精華町社会福祉協議会では、自治会単位で小地域福祉委員会の活動を促進するとともに、小地域福祉委員会間の情報交換・交流の場として小学校区連絡会の開催に着手しています。

こうした中学校区単位と自治会単位の間位置する小学校区単位の住民活動の展開を促進するため、小学校区連絡会を契機とした「校区福祉委員会」の組織化も検討しています。

校区福祉委員会のイメージ
<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民参加の窓口としてニーズを集約する ② インフォーマルな担い手(自治会、小地域福祉委員会、ボランティア団体など)をネットワーク化する。 ③ 地域課題に応じた事業の企画、運営を行う。 <p>(体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 校区を代表する体制を検討する。 ② 役割を果たすための事務機能や予算確保、コーディネーター機能を検討する。

(5) 町内の公共的団体等

「公共的団体等」とは、農業協同組合、社会福祉協議会、教育団体、青年団、婦人会、文化スポーツ団体のほか、公共的な活動を営むすべての法人と個人（任意団体）をいいます（ただし、生涯学習やスポーツサークル等の団体の単なる私的活動は除く）〔地方自治法第 157 条の規定に基づく定義〕

町内で公共的活動を行っている公共的団体等には、以下の団体があります。

[福祉関係 等]

団体名	取り組み概要
せいか地域福祉 ドットコム	○（さわやかウエスト）精華西中学校区（東畑・光台・精華台地区）で、住民手創りの地域福祉活動に取り組んでいます。この地域がいつまでも安心して住み続けられるような地域づくりを目指し、地域の住民同士が繋がりながらお互いに支えあう活動を進めています。
	○（川西ふれあいネットワーク）精華中学校区において、福祉活動を推進し、安心・安全なまちづくりと明るく豊かな生活になることを目的として、各種イベントの協働や清掃活動などを行っています。
	○（山田川きずなポート）精華南中学校区において、住民が自ら主役となって連携しながら、人を大切に、人がつながり、人が支えあう、心豊かな地域社会づくりを進めています。
精華町民生児童委員 協議会	○ 広く社会の実績に通じ、社会福祉の増進に熱意のある地域住民が地域から選ばれ、町内で63人がボランティアで活動しています。
精華町ボランティア 連絡協議会	○ 精華町社会福祉協議会に登録して活動している、ボランティアグループと個人ボランティアが参加する連絡協議会です。 ○ ボランティア相互の交流を進めることで活動が広がり、ボランティア活動が楽しく参加できるものであるように、研修、講習会などを企画し、運営しています。
精華町子育て地域 パートナー連絡協議会	○ 町内で安心して子育てができるよう 行政と協働した子育て支援を行うとともに、身近な相談相手、サポーターとして地域で子育てを支援しています。
あすなる会（精華町食生活 改善推進員協議会）	○ 「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、住民の健康づくりのため、地域において、食生活改善事業を実施しています
公益社団法人精華町 シルバー人材センター	○ 会員の知識、経験や特技を活かして、企業の事務や荷造・運搬・包装・梱包、店番や販売員、役場庁舎等の管理業務など、さまざまな分野の仕事を引き受け（請負）しています。
精華町老人クラブ連合会	○ 高齢者が仲間と趣味や社会奉仕などの活動を通して、健康の増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送るために自主運営されている会員組織です。平成 30 年 4 月現在、町内で 27 クラブ、会員数約 2,140 人となっています。
高齢者ふれあいサロン	○ 各自治会で地域住民が中心となって運営する高齢者のための集いの場で、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、茶話会やレクリエーションなどの活動を行っています。平成 30 年 4 月現在、34 自治会でサロン活動を行っています。
小地域福祉委員会	○ 自治会単位で組織化され、地域の助け合い活動として、世代間を超えた見守り活動や集会所を開放した居場所づくりなどを行っています。平成 30 年 4 月現在、20 自治会で助け合い活動を行っています。
精華町身体障害者協議会	○ 障害のある人の自立と社会参加や福祉の向上などを目的に、会員相互の親睦と連携を深めるため、障害者週間における街頭啓発などを中心に活動を行っています。

育児サークル	○ 子育て中の保護者が気軽に交流し合い、子育てに関する情報交換や親子遊びなどを行っています。
相楽連合むつみ会	○ ひとり親家庭や共働き家庭などの子どもが、放課後や休日に、食事・学習・団らんなどを通して安全に安心して過ごすための居場所を提供するなど、子どもの健やかな育ちを地域で支援する取り組みを行っています。

[社会福祉法人・医療法人]

社会福祉法人	地域福祉	精華町社会福祉協議会
	高齢福祉	カトリック京都司教区カリタス会
		芳梅会
	障害福祉	相楽福祉会
	児童福祉	盛和福祉会
		京都長尾会
千祥福祉会		
医療法人 (福祉サービス実施法人)		医仁会精華町国民健康保険病院（訪問リハビリテーション）
		医聖会学研都市病院（介護老人保健施設）
		翔隆会寺島クリニック（通所介護）

[特定非営利活動法人]

団体名	取り組み概要
特定非営利活動法人 そら	○ つどいの広場「さんりんしゃ」、発達支援ルーム「こねっく」、障害のある子どもの放課後活動の場「Libra -りぶら-」、学校の長期休暇中や週末での「スクール活動・週末活動」などを行っています。
特定非営利活動法人 ブラッツ	○ 障害のある人の就労支援として、喫茶店「こころく」やクッキーの製造・販売を行う「おーぶんせさみ」を運営しています。
特定非営利活動法人 ソーシャルアクション・パートナーシップ	○ 障害のある人の通いの場として、「無限園」を運営し、音楽プログラムや調理実習、スポーツなどの活動を行っています。
特定非営利活動法人 精華町体育協会	○ 総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、また「町民体育大会」「歩こう会」「スポーツサンデー」などを実施して、生涯スポーツの振興を図るとともに、「総合スポーツフェスティバル」の実施や各競技団体の組織育成強化など競技スポーツの振興を図っています。また、子どもを対象としたスポーツ教室や青少年の健全育成のための「サマーキャンプ」などを開催しています。
特定非営利活動法人 精華町ふるさと案内人の会	○ 町内の自然や文化財を訪ね、その魅力や謎を探索・案内しています。また、けいはんな記念公園の水景園にて、住民主体の居場所づくり「森のサロンながたん」を実施しています。
特定非営利活動法人 みんなの元気塾	○ 民家を活用し、地域福祉活動の拠点として、高齢者サロンや交流喫茶、子育て交流広場などを実施しています。

※ 町内で福祉活動を行っている主な法人を掲載しています。

[その他、まちづくり関係]

団体名	取り組み概要
相楽医師会	○ 相楽郡内の医療機関で構成され、認知症や看取りに関する講演会の開催やホームページ、相楽医師会だよりを通して医療・介護に関する情報の啓発等を行っています。
精華町自治会連合会	○ 各自治会の共通の課題を協議し、住民の意向を行政と共有するとともに、町全体のまちづくりや町行政に協力し、自治意識の高揚と住民福祉の向上に寄与することを目的に、自治会加入案内チラシの作成や町広報誌等の配布物の全戸配布などを行っています。
精華町消防団	○ 地域で発生した火災の鎮圧や地震・風水害などの各種災害の防ぎよ活動はもちろんのこと、災害が発生した時だけではなく、災害の予防広報活動、普通救命講習、高齢者宅への防火訪問などを行っています。
精華町商工会	○ 現在、商工会青年部では、地元商工業者の青年経営者、若手後継者として、「相楽まちかど探検隊」「せいか祭り『焼きそばヤングメン』」「Standing Bar (スタンディングバー)」など、地域での交流、活性化、貢献事業を行っています。
精華町文化協会	○ 住民の文化の充実と発展に努め、住民相互の親睦、交流を深めるとともに、関西西文化学術研究都市の中心地としての文化の創造を図るため、せいか文化フェスティバルやチャリティフェスティバル・サークル展示会などを行っています。
精華町 環境ネットワーク会議	○ 住民、各種団体、行政が連携・協働して、地域における環境保全に関する活動を推進し、循環型社会の構築を目指すことを目的として、環境関連の講演会、環境啓発映画上映、環境意識調査、ごみ削減活動、緑のカーテン作り方講座、写真コンテスト、里山クリーン・ウォーキングなどを行っています。
せいか里山の会	○ 里山の下草刈りや散策路整備、竹林整備などの保全活動とともに、昆虫探しや植物調べ・花木の植付けなど周辺地域の子どもや住民が里山に興味を持ち親しむことのできる活動を年間を通じて行っています。
せいか地域 IT サポーター「IT ゆう」	○ 毎週水曜日に、精華町役場内でパソコン基礎相談を実施しています。また、希望に応じて自治会、サークルなどへの巡回相談を開催しているほか、精華中学校のシニアスクールの講師や町行事のビデオ撮影・インターネット配信など、精華町の地域情報化のお手伝いを通じ、仲間との交流を楽しんでいます。
けいはんな学研都市 精華地区まちづくり 協議会（略称 SLE）	○ けいはんな学研都市にふさわしい環境を維持発展させ、企業間の交流・親睦、技術交流や事業発展のための連携を図っています。
せいかグローバルネット	○ 多文化が共生できる地域づくりを目指して、国際理解のための講座の開講、文化交流、国際交流行事の開催、地域の外国人の生活支援の活動、また、災害時の外国人支援への取り組みなどを行っています。

(6) 絆ネットワーク

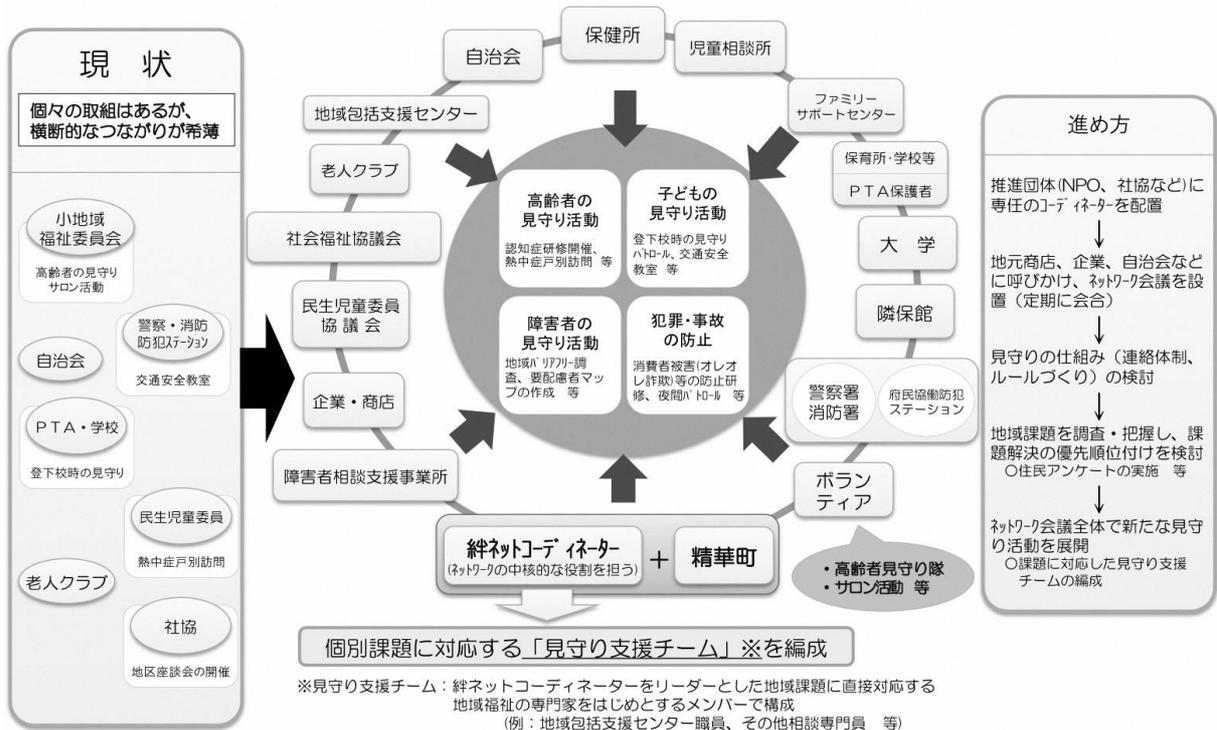
国による相談支援包括化の流れを受けて、精華町では、自治会単位の小地域福祉委員会活動の強化・充実を図るとともに、校区圏域でのフォーマル・インフォーマルの組織等の連携を強化するため、絆ネットワークを構築・運用しています。

絆ネットワークには専任のコーディネーターを配置して、次の4点の機能の充実を図っているところです。

- 住民とともに地域ニーズを発見し、相談支援につなぐ機能
- 個別の制度だけでは対応できない生活課題に、あらゆる知恵と社会資源を活用して対応する機能
- 住民の生活課題に「丸ごと」対応できる、オールラウンダーとしてのソーシャルワーカーの育成と、他職種協働のチーム養成・コーディネート機能
- 各団体が地域の課題について横断的に調整し、取り組みを推進する機能

絆ネットワークのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



3. 計画課題

[課題1] 地域包括ケアシステムの充実

(概況)

- 地域包括ケアシステムの充実のため、高齢福祉分野においては、生活支援コーディネーターを中心に話し合いの場（協議体）を持ち、地域ニーズの把握、担い手の発掘・育成、地域資源を行っています。
- 高齢者への生活支援・介護予防の充実を図るため、介護保険制度における地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「介護予防講座」「健康づくり・介護予防サポーター養成事業」「住民主体の体操の居場所づくり」「認知症サポーター養成講座」などを行っています。

(課題)

- 高齢福祉分野では、引き続き、介護と医療のケアシステムとターミナルケア等との連携・充実などを進める必要がありますが、整備が進んできた地域包括ケアシステムについて、高齢・障害・児童といった対象別の福祉から、「生活のしづらさ」の視点で一人ひとりの福祉課題を捉えて対応する体制への転換を図っていく必要があります。
- 生活の支えあいに係る住民活動については、相互交流をいっそう進めることで、それぞれの活動団体の得意を活かしあい・不得意を補いあって、隣人の「生活のしづらさ」を「我が事」として支えあう町全体での住民活動のネットワークへと結びついていくことが望まれます。
- これら「福祉の制度」と「地域の福祉力」の連携を図りつつ、一人ひとりの「生活のしづらさ」を「丸ごと」受け止め支える地域包括ケアシステムへと発展させていくことが求められます。

[課題2] 地域福祉の担い手の育成・確保

(概況)

- 誰もが「支え手」となり「受け手」となる地域福祉の担い手として、小地域での自治組織の役割はますます大きくなっていますが、住民の自治会離れが進んでおり、役の担い手の高齢化や後継者確保の困難も深刻さを増してきています。
- 災害復興支援などでのボランティア活動に携わる人が増えた一方で、地域福祉を持続的に支えるボランティア活動においては、新たに活動する住民の広がりをつくり保つことが難しくなっている側面があります。

(課題)

- 「事例に学ぶ」「新しい取り組みにチャレンジする」「『若者・よそ者』の新風を呼び込む」など、住民が生きがい・やりがいを持って自治会活動に取り組めるよう、これからの時代の自治会のあり方を地域住民がともに考えて、活動の中興を図ることが求められます。
- 自治会活動において、地域の福祉課題への対応が重要となる中で、モデルとして取り組んでいる小地域福祉委員会の活動などを軸として、我が事・お互い様の地域の福祉力の基盤を強化していくことが求められます。
- 地域福祉に係る住民活動について、それぞれの地域の実情を踏まえながら、自治会・小学校区・中学校区・町全体といった階層的な住民活動のまとまりを調整し、それぞれの住民活動の活力が保たれるよう図っていくことが求められます。
- 「せいか地域福祉ドットコム」や高齢者ふれあいサロンなどの担い手の高齢化に対して、

その世代交代を支援するとともに、住民主体の活動づくりのために行った「地域で『えん』づくり」の定期開催など活動の担い手を継続的に育成・確保する仕組みを整備することが求められます。

- ボランティアについて「奉仕」という訳語が普及したことによる誤解などがあります。ボランティア精神の本来の生き生きとした精神や創造性、ボランティア活動における自己実現の可能性について、広く啓発し共有していくことが求められます。

[課題3] セーフティネットの充実

(概況)

- 近い将来に問題が顕在化することが容易に想定できるケースや、周りの人の気づきと配慮があれば、後に福祉サービスなどの必要が生じないケース、早期の気づきがあれば、より有効なりハビリテーション支援ができるケースなどへの対応は、重要である一方で、制度的な対応に難しさがあります。
- 「軽度の知的障害があるが福祉サービスを利用していない」「長期的な引きこもり状態である」といった子どもとともに暮らす核家族の生活の安定は、親に介護の必要が生じたり亡くなったりすることなどを契機として破綻する可能性が大きいですが、地域社会の側からの認知がされにくい状況にあります。
- スクールソーシャルワーカーへの保護者からの相談では、子どもについての相談のしやすさから、子育てや家庭の悩み、職場の悩みなどが寄せられています。
- 子どもの貧困の問題についての社会的認知は高まっていますが、ここでいう「貧困」が、その地域や社会において「普通」とされる生活を享受することができない「相対的貧困」であることで、その苦しさが見えにくいものとなっています。

(課題)

- 「誰かの生活を地域社会から孤立させない」「誰かの『生活のしづらさ』を深刻な状況になる前に気づき受け止める」地域社会づくりのための周知啓発に努め、セーフティネットの充実を図っていくことが求められます。
- 子育ての孤立、不登校・引きこもりや子どもの貧困といった問題、一人暮らし高齢者や介護・介助が必要な人とその家族の地域社会からの孤立への対策、あるいは、複合的な生活困窮の状態への支援や自殺対策などについて、相談しやすい環境づくりが求められます。

[課題4] 社会参加の保障

(概況)

- 疾病や介護・介助が必要であること、経済的困窮や性的偏見などを理由として、依然、様々な社会参加の制限が数多く潜在しており、制限を受けている人自身が気づいたり発信したりすることが難しい場合も少なくありません。

(課題)

- 地域社会の側の責務として、そうした社会参加の制限に敏感に気づき、正しい知識の普及や意識啓発、合理的配慮や権利擁護など状況の改善に努めて、社会参加の保障を着実に前進させていく必要があります。
- とりわけ、公共交通機関や移動支援の利用のしやすさの向上や ICT（情報通信技術）の活用、公共公益施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインを考慮した地域環境づくりなどが求められます。

[課題5] 防災対策の強化

(概況)

- 地震や大雨など災害への備えの重要性が高まる中、本町においても、町内の事業者との間で福祉避難所の協定を締結するなど、災害時に対応できる仕組みづくりを進めるとともに、避難行動要支援者の把握に努めるなど、地域の防災力の向上を図ってきています。

(課題)

- 災害時の避難先となる小中学校について、避難時に誰もがトイレ等の設備を使用できるよう、計画的に備えを充実させていく必要があります。
- 福祉避難所については、災害時の実稼働ができるよう入念な協議・調整を行い、介護・介助の必要を踏まえた備蓄や電源の確保などについても、具体的な備えを図っていく必要があります。

[課題6] 地域福祉推進体制の再編

(概況)

- 地域福祉計画を福祉保健分野の最上位計画とすることに伴い、「地域福祉」を町政の主軸のひとつに位置づけ、全庁的な取り組みを推進していくこととなります。

(課題)

- 従来、個別に整備してきた条例や制度などについて、合理化・効率化の面から再編するとともに、多様な行動主体による諸活動の連携がより円滑となるよう、調整していく必要があります。
- 会議体については、町政全体を見渡しつつ、審議・検討・提案・懇談・連絡調整といった「会議体が担うべき機能」を踏まえた整理の必要があります。
- 本計画で改めて位置づけた地域福祉の圏域を踏まえて、生活圈域の見直しを検討していく必要があります。

第3章 理念と計画目標

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを
みんなでつくるまち 精華町

本町では、平成 21（2009）年度に「第 1 次精華町地域福祉計画」を策定し、以来、「世代をこえて安心して住めるまち」を目指して、住民や地域組織、事業者等と一緒に様々な地域福祉活動を進めてきました。

この「第 3 次精華町地域福祉計画」は、そうした本町における諸活動の実践の中で取り結ばれてきた人と人との^{きずな}絆を基礎に、地域共生社会の実現に向けて新たな地平を切り拓いていこうと策定したものです。

そのため、私たちが将来に望むまちのあるべき姿（基本理念）として、「誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町」を掲げました。

これは、地域共生社会の実現に向けて「住み慣れた地域で、世代をこえた人のつながりの中で、安心して日々を過ごせること」という第 1 次計画から継承している私たちの基本的な願いを、「我が事」の考え方に立って能動的な表現としたものです。

また、福祉分野などの垣根をこえる「丸ごと」の考え方に対応した新たなステージの「絆」の有り様を表現するため「きずな」という平仮名表記を用いています。

2. 計画目標

基本理念として掲げたまちのあるべき姿を求めていくため、次の3つをこの計画の目標とし、その達成を図っていきます。

[目標1] 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

安心した毎日の生活が、我が事・お互い様の支えあいによって得られるものであるという考え方と生活実感が定着し、誰もが当たり前地域福祉の「支え手」となり「受け手」となることができる場と機会が設えられたまちとなることを目指します。

指標：小地域・校区福祉委員会の体制整備

[目標2] 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

加齢や障害のため介助・介護が必要となった時や、子育てが大変な時期、生活困窮の状態になった時など、住民の生活のしづらさを「丸ごと」受け止めて総合的に支援できる「多機関の協働による包括的支援体制」の構築を目指します。

指標：絆ネットワークの強化（相談窓口・支援体制の再編）

[目標3] 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

コンパクトで“お互いの顔が見えるまち”である精華町で地域共生社会づくりを進めるにあたり、一人ひとりを大事にする地域福祉の考え方をまちづくりの基軸の一つに据えて、あらゆる分野の取り組みを進めることを目指します。

指標：地域福祉推進体制の再編

3. 各行動主体の役割

① 住民・自治組織

- みんなが自分らしく生活でき・活躍できるよう、「自助」の力を高め「共助」の仕組みを活用しつつ、我が事・お互い様の互助の精神のもとで学びあい、誰もが地域社会の一員として率先して役割を担うことが期待されます。
- 一人ひとりの住民の生活に潜在する多様な福祉ニーズに気づき、丁寧に応える地域福祉活動において「主役は住民」であり、「助けが必要な人の状態に気づくきずなの力」「自分が助けを必要とする時に安心して頼るきずなの力」を備えることが期待されます。
- 普段の生活の中で自分の暮らす地域を知り、声かけやあいさつ、見守りなど近隣同士で交流し、地域行事やボランティア活動などに主体的に関わることを通じて、地域の問題を地域で解決する力を高めていくことが期待されます。
- 町内会や自治会、ボランティア団体等については、様々な福祉活動団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい問題に積極的に対応していくことが期待されます。

② 社会福祉協議会

- 社会福祉法に位置づけられた地域福祉推進の中核組織であり、自治組織や小地域福祉委員会、民生児童委員等との対話を重ね、連携することを通じて、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められます。

③ 企業・団体等

- 社会福祉法人や医療法人、医師会、商工会等においては、これまでに培ってきたそれぞれの専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、創意工夫をもって、精華町全体の地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されます。
- サービス提供事業者には、利用者の自立支援、サービスの質の確保、サービス等に係る情報提供、他のサービスとの連携、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画などが期待されます。
- なお、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」について、平成28年4月から、その実施が法人の努力義務となっています（社会福祉法等の一部を改正する法律〔平成28年3月公布〕）
- 一般企業には、募金や活動への協賛といった間接的な取り組みに加えて、事業所周辺の美化活動、登下校時の見守りといった地域の一員としての活動、また、災害時の業務協力や職員派遣など専門性と機動力を活かす災害協定の締結などが期待されます。

④ 行政

- 各行動主体の役割を踏まえながら、それぞれの自主的な取り組みを支援し、また、相互の連携・協力を仲立ちして、次章に示す福祉施策を総合的に推進していきます。具体的には、計画目標を踏まえて、以下を軸とした施策の展開を図っていくものです。
 - ・ 住民一人ひとりが地域について考え、福祉意識を高めながら行動し、地域の活性化と循環をもたらすことを促進しつつ、住民同士が日頃から気軽につながり交流できる地域コミュニティの醸成を図ります。
 - ・ 地域の課題を主体的に把握して行動する「つなぎ役」の育成や、地域の持つ力と行政における支援の連携体制の強化、また、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成を図ります。
 - ・ 福祉活動団体やボランティア団体、民生児童委員、社会福祉協議会等、関係機関とのネットワークの強化や、これらをコーディネートする絆ネットコーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の周知・充実体制に取り組むとともに、専門的人材の育成など福祉サービスのさらなる充実に努めます。
 - ・ 住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちのバリアフリー化や合理的配慮を踏まえた情報保障を推進します。

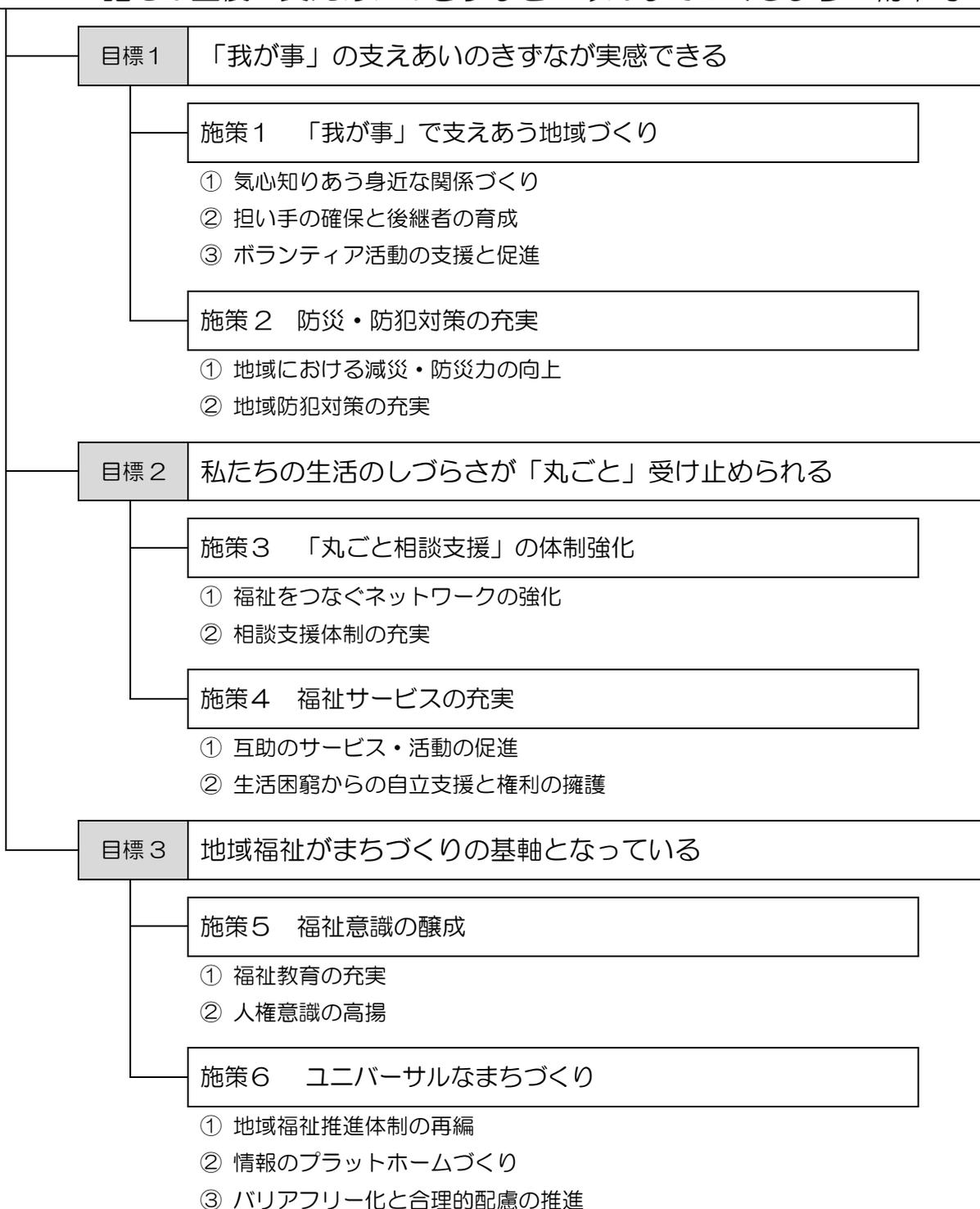
第4章 目標ごとの施策

1. 施策体系

基本理念・目標のもと、この計画によって推し進める施策の体系を次のとおりとします。

基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町



2. 具体的な施策

目標1：「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1

「我が事」で支えあう地域づくり

① 気心知りあう身近な関係づくり

地域の連帯感の醸成に向けて、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの育成を図るため、近所の人との親しい関係づくりとして、自治組織への加入促進や、あいさつ・声かけ活動などを促進します。

取り組み	内容
自治組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治組織活動に対して運営助成金を交付するほか、担い手の高齢化・後継人材の不足等も踏まえながら、これからの自治会のあり方について、住民とともに検討していきます。 ○ 自治組織運営に必要な情報や災害時の連絡方法などを再確認し、円滑に活動できるよう支援します。また、自治組織の未加入者に対する加入促進を支援します。
小地域福祉委員会の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域での助けあい支えあいの活動として、20自治会で小地域福祉委員会が活動しています。 ○ 小学校区ごとに校区連絡会を設置することで活動の地域差を縮小し底上げを図ること、また、委員会未設置の自治会への働きかけなどを促進します。
高齢者ふれあいサロンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア組織の協力のもと、地区集会所等を活用して、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によるレクリエーションなどを提供します。
町域を越えた支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町域を越えた支援体制の構築に向けて、企業や大学等と包括的な連携協定を結びます。

② 担い手の確保と後継者の育成

「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援を始め、地域福祉活動に意欲のある住民を発掘し、地域福祉を担う人材、リーダー、将来の後継人材の確保・育成を図るとともに、特定非営利活動法人等の社会資源の掘り起こしに努めます。

取り組み	内容
「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区ごとで、見守り・生活支援・居場所づくり・環境美化活動などを行っており、組織全体として、中学校区ごとの事業をバックアップしています。 ○ メンバーの高齢化への対応と地域住民への活動周知など、継続的な活動の展開を支援していきます。
地域福祉活動のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する地域における先進的な活動事例の紹介や研修などの実施により、地域福祉活動のリーダーの育成に努めます。
人材や社会資源の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種ボランティア体験講座などの開催を支援するとともに、学校と連携し、児童・生徒とその親などに講座への参加を促します。
多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育館コミュニティセンター「むくのきセンター」や役場庁舎での授産製品等の販売機会の拡大を図ります。 ○ 「せいかまちづくり塾」において、既存の公共的活動団体等との協働により、まちづくりの担い手となる人材の育成を図ります。 ○ 地域の身近な場所で、住民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動を促進し、健康づくり活動への参加を通じて、

	地域や社会への参加のきっかけづくりにつなげます。
	○ 老人クラブに対して、会員の減少や高齢化を踏まえて、魅力あるクラブとなるよう側面的に支援します。
	○ 子どもを対象に文化活動やスポーツ活動などを実施する「精華まなび体験教室」や、高齢者を対象とする教養講座「精華寿大学」を開催します。
	○ 「せいか地域 IT サポーター」を確保・育成し、パソコン基礎相談や、町の各種事業のサブ講師派遣、映像撮影・編集などを行います。
	○ ボランティアで公共施設の美化活動などに携わる「クリーンパートナー」とともに、環境と共生するまちづくりを推進します。

③ ボランティア活動の支援と促進

ボランティア活動の促進に向けた情報提供や、ボランティアセンターを中心とするボランティア派遣を行うとともに、企業やサービス提供事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のまちづくり活動への参画促進を図ります。

取り組み	内容
ボランティアの育成と技能向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動に意欲的な住民の支援ニーズを把握し、講座や研修内容の充実に努めます。 ○ ガイドヘルパー・要約筆記等のボランティア研修について、災害時などに必要な専門的な技能の向上に資するよう内容の充実に図ります。
ボランティア・特定非営利活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て地域パートナーや精華町食生活改善推進員等の活動を支援・促進するとともに、各種ボランティア団体・特定非営利活動法人への活動支援に関する情報提供の充実に図ります。 ○ 各種団体の活動を促進するため、活動内容等を広報誌『華創』や社協だより等で発信します。 ○ 地域ニーズにあったボランティアを適切に派遣できるよう、ボランティアセンター等と情報の共有を図るとともに、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携支援を行います。
企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業に対して、社会貢献への理解を働きかけ、福祉・教育・文化・環境・安全等に関するまちづくり活動への協力を引き続き呼びかけます。 ○ サービス提供事業者などの施設に対して、ボランティアの受け入れや育成支援について、協力を呼びかけます。

【役割分担のイメージ】

(自助)

- 地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。
- 日頃から地域行事などの社会参加を心がける。
- 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際にあいさつをする。
- 自治会等に参加し、自分が住む地域の活動に参加する。

(互助・共助)

- 地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。
- 自治会や社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- 世代を超えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。
- 自治会や社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。

(公助)

- 住民参加のまちづくり活動を推進する。
- 地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。
- 学校やコミュニティーセンター等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。
- 地域の活動拠点についての情報を提供する。
- 自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治会活動、社会福祉協議会の活動に対する支援を行う。
- 住民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場の提供をするとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場の充実を図る。
- コミュニティ・ソーシャルワーカーや地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

施策2

防災・防犯対策の充実

① 地域における減災・防災力の向上

避難行動要支援者名簿の適正運用と各地域の自主防災組織の育成に努め、地域主体の防災訓練等を通じて、住民の減災・防災意識と地域の減災・防災力の向上、また、消防、警察など防災関係機関とともに災害時初動体制の強化に努めます。

取り組み	内容
避難行動要支援者名簿の運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な避難支援のため、避難行動要支援者登録制度に基づき、自治組織、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者の把握と名簿の提供を行います。 ○ 定期的に名簿を更新するなど、名簿の精度向上に努めるとともに、関係機関や庁内の連携を強化して、名簿の適正管理を図ります。 <p>※ 「要介護3・4・5」「身障手帳1級・2級」「療育手帳A」「精神障害者手帳1級」「災害時要配慮者登録台帳に登録されている人」</p>
消防・消防団の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署において、防災・火災予防、消火活動、救急救命、被災時対応などにあたります。 ○ 非常備の組織である消防団については、所轄する地域での防災・防火訓練や事業等に参加することで地域住民との連携を図っています。 ○ 消防署員・消防団員の福祉課題などへの対応力の向上に努め、必要な社会資源等への円滑なつながりができるよう図っていきます。
地域の防災組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織における知識の向上及び防火・防災の技術力の向上のため、管外研修や各種訓練を行います。 ○ 災害ボランティアが、災害時に迅速かつ的確に対策できるよう、社会福祉協議会が実施する研修・訓練について支援します。
防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、毎年、小学校区単位で防災訓練を行います。 ○ 広報紙、掲示板、ホームページなどを通して、平常時における避難の心得及び知識の普及啓発を行います。 ○ 災害時に福祉避難所の実稼働ができるよう、協定を締結している事業者と協議・調整を行い、備蓄や電源の確保などについて具体的な備えを図っていきます。

② 地域防犯対策の充実

地域防犯体制の強化と、地域の見守り活動の促進により、安全に生活できる地域づくりを進めます。

取り組み	内容
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を狙った悪質商法や子どもを巻き込む犯罪などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体・関係機関との連携を強化し、犯罪を未然に防げる地域づくりに取り組みます。
地域の見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校時を含む子どもの見守り活動や児童虐待防止の活動を促進します。 ○ 独居高齢者や高齢者のみの世帯等への見守り活動を促進します。 ○ 障害のある人や援助を必要とする人が携帯する「ヘルプカード」の住民への普及を推進します。 ○ 地域と学校、事業者や警察等の専門機関との連携を強化し、犯罪の抑止を図るとともに、サービス提供事業者等地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方について検討します。

【役割分担のイメージ】

(自助)

- 町や地域の防災訓練に参加する。
- 防災等に関する情報取得手段を確保する。
- 日頃から安全な避難ルートを確認しておく。
- 災害時の家族の連絡方法を決めておく。
- 非常時出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。

(互助・共助)

- 自治会や社会福祉協議会等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。
- 民生児童委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。
- 避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。
- 防災体制づくりにおいて、自治会や民生児童委員に協力する。

(公助)

- 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。
- 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備に努める。
- 町防災訓練を実施する。
- 洪水や地震等のハザードマップを配布するなど、住民の防災意識向上を推進する。
- 防犯情報の周知を図り、防犯に対する住民の意識を啓発する。
- 災害情報等を一斉かつ瞬時に発信できるよう、防災行政無線を整備する。

施策3

「丸ごと相談支援」の体制強化

① 福祉をつなぐネットワークの強化

生活のしづらさに係る相談支援において、制度だけでは解決できない案件に、高齢・障害・児童といった分野を超えて対応する体制を整備してきています。地域福祉に係る拠点施設の整備・活用と併せて、福祉をつなぐネットワークのさらなる強化を図ります。

取り組み	内容
絆ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合支援チームを中心に課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる連携の強化を図ります。 ○ 絆ネットワークの住民周知を進めるとともに、社会福祉協議会や民生児童委員、民生児童委員支援員、地域住民との連携の強化を図ります。 ○ 人材・チームの育成機能充実のため、「絆ネットコーディネーター」の役割を拡充します。
地域福祉に係る拠点施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の空き家等の活用も視野に、地域住民がいつでも・誰でも・気軽に利用できる、地域の新たな相談拠点・活動拠点の整備を図ります。 ○ 精華町保健センター施設の老朽化などを踏まえて、新たに地域交流機能などを複合させた健康総合拠点施設を整備します。 ○ 地域福祉センター「かしのき苑」では、「精華町ふれあいまつり」「精華町障害児者ふれあいのつどい」を実施しています。 ○ 施設の老朽化への計画的な対応を図ります。 ○ 人権センターは、地域住民の活動・相談拠点としての交流会館（隣保館）と、児童の居場所としての児童館を運営しています。 ○ 隣保館事業として、健康増進法に基づく特定健診、生活・就労相談等を実施しています。
民生児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な問題を抱える世帯への対応力の強化のため、絆ネットワークのコーディネーターとの連携関係を強化するとともに、問題に気づく力を高めるための情報提供・研修等を実施します。 ○ 民生児童委員支援員を民生児童委員の補佐役として配置し、業務の負担軽減を図るとともに、委員の高齢化が進んでいる実情を踏まえて、後継となる人材の確保に努めます。
人権擁護委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やポスター等を活用し、人権擁護委員の活動についての周知と相談事業の啓発に努めます。

② 相談支援体制の充実

庁内各課の窓口・連携などを見直し、相談から支援までをワンストップで行える体制づくりに取り組むとともに、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、相談員の技能向上と相談体制の充実を図ります。

取り組み	内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町や社会福祉協議会が設置する各種相談窓口が、住民にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。
高齢福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営については、精華町社会福祉協議会とカトリック京都司教区カリタス会に委託し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメント等を総合的に行っています。 ○ 複合的な問題を抱える事例の増加に対応するため、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
障害福祉に係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相楽地域障害者生活支援センターの運営については、相楽福祉会に委託し、障害のある人の暮らしや仕事について総合的な支援を行っています。 ○ 精華町地域障害者自立支援協議会との連携のもと、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
母子保健・子どもに係る相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期にわたる相談窓口として母子健康包括支援センターを設置し、妊産婦の実情把握、妊娠・出産・育児に関する相談支援、情報提供、助言を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援センターでは、子育て家庭への支援活動の企画・調整・実施を専門に担当する職員を配置し、育児不安などについての相談指導や子育てサークル等への支援など、総合的な子育て支援を行っています。 ○ 新たに整備する健康総合拠点施設の中で、絆ネットワークの充実を踏まえた対応力の向上に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校等の教育機関において、臨床心理の専門家がスクールソーシャルワーカーとして、不登校など校内における問題についての相談支援を行っています。 ○ 児童生徒や保護者、教員からの相談を受けるため、勤務日・時間の面での柔軟な対応ができるよう図っていきます。
その他の相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンス被害者支援に対する相談支援と啓発を継続して行います。 ○ 「精華町こころの相談室」を開設しており、悩みを抱えている人が安心して相談に来られるよう、事業の周知啓発に努めます。

【役割分担のイメージ】

(自助)

- 最寄りの相談窓口を知るよう努める。
- 町や社会福祉協議会の広報誌などを通じて、情報を得るよう努める。

(互助・共助)

- 自治会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。
- 集会やイベントなどを通じて情報を提供する。
- 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支えあい、必要に応じて行政と連携する。

(公助)

- 対象者別の総合相談窓口があることを周知し、地域との連携を図っていく。
- 高齢者・障害のある人・子育てなどの分野の関係機関と連携していく。
- 様々なツールを活用し、地域住民へ情報を提供する。

施策4

福祉サービスの充実

① 互助のサービス・活動の促進

互助の仕組みとして社会福祉協議会により運営されている、在宅での子育て支援を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や、家事援助などを行う「ふれあいサポート事業」などのサービス・活動を促進します。

取り組み	内容
住民参加型在宅福祉サービスの促進	○ サービスの担い手の確保と技能向上を支援しつつ、「ファミリー・サポート・センター事業」「ふれあいサポート事業」などを促進します。

② 生活困窮からの自立支援と権利の擁護

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の自立支援の体制強化を図ります。成年後見制度の周知と利用促進、また、法人後見事業や市民後見人の育成・確保に努めるとともに、併せて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を促進します。

取り組み	内容
生活困窮からの自立支援	○ ひきこもり、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ホームレスなど生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。
成年後見制度の利用促進	○ 高齢者や障害のある人等の権利擁護支援に向けて、精華町成年後見支援センターを開設し、制度利用に関する相談支援や広報啓発などについて取り組みます。 ○ 市民後見人の育成や活動支援について取り組みます。
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	○ 精華町成年後見支援センターを地域連携ネットワークにおける中核機関として位置づけ、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みをつくります。
日常生活自立支援事業の利用促進	○ 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（判断能力が不十分になっても地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用に伴う援助や日常の金銭管理の支援を行うもの）の周知と利用促進を図ります。
要保護児童対策地域協議会の運営	○ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町村が設置・運営する組織であり、福祉・医療・教育・警察等の関係者により構成し運営します。
自殺対策の推進	○ こころの体温計、こころの推進員、ゲートキーパー研修など、心の健康に関する啓発を行います。 ○ 自殺対策基本法に基づいて自殺対策計画を策定し、庁内各部署の連携による自殺対策の強化に努めます。

【役割分担のイメージ】

（自助）

- 悩みごとについて、ひとりで悩まず相談する。
- 最寄りの相談窓口を知るように努める。
- 個人情報保護の重要性についての認識をもつ。
- 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
- 隣近所の異変に気づいたら、民生児童委員や行政に連絡する。

（互助・共助）

- 社会福祉協議会は、民生児童委員等と積極的に連携して地域の身近な相談窓口の充実を図る。
- 高齢者・障害のある人・子育て等の分野の地域の関係機関と連携していく。
- 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。
- 福祉サービスを必要とする人に制度の案内や行政への連絡を行う。

（公助）

- 地域とのネットワークを強化し、各分野の関係機関がスムーズに対応できるようにする。
- 在宅医療や福祉に関する相談体制を整える。
- 認知症に対する理解が深まるよう、住民に啓発する。
- 高齢者、障害のある人、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- 認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- 成年後見制度の活用を促進するため、成年後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりを推進する。

施策5

福祉意識の醸成

① 福祉教育の充実

地域における助けあい・支えあいの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進します。

取り組み	内容
学校教育における福祉教育の充実	○ 町内全域の小学校、中学校、高等学校、大学と連携し、地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者等の協力を得ながら、地域の実情に応じた福祉教育を推進します。
	○ 社会福祉協議会が町内の小学校・中学校を対象として行う「福祉体験学習」を支援します。
	○ 町内全域の小学校、中学校において、児童・生徒を対象に、身近な問題として認知症について学べるよう、認知症サポーター養成講座を行っています。
	○ 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進します。
社会教育における福祉教育の充実	○ 住民が地域に住む高齢者や障害のある人、外国人、子育て家庭などの抱える課題に対して理解を深めていけるよう、広報・普及啓発活動やイベント・講演会、福祉講座などを開催し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。
	○ 町民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、人権に関する生涯学習機会の充実を図ります。
	○ 子どもから大人まで、すべての住民によるあいさつ・声掛け活動を促進し、家庭内や隣近所から、自治組織、町全体へと広がっていきます。

② 人権意識の高揚

人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、一人ひとりが人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるよう、人権教育・啓発を推進します。

取り組み	内容
同和問題の解決	○ 同和問題に対する正しい知識と理解を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進します。
障害のある人に対する差別の解消	○ 障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「合理的配慮の実現をめざす精華町職員対応要領」を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。
男女共同参画社会づくりの推進	○ 「多様な生き方のできる男女共同参画のまち」をめざし、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者などと連携し、啓発、相談支援、環境整備等の取り組みを推進します。
子どもの権利・人権の保障	○ 子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもの意思が尊重され、権利が保障された中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します
高齢者の権利擁護	○ 高齢者虐待の未然防止・早期発見のために、住民に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、地域包括支援センター等において、高齢者の権利を擁護するための取り組みを推進します。
多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進	○ 一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、外国籍住民の人権についての正しい知識と認識の浸透を図るため、関係機関などと連携し、普及啓発に取り組みます。

【役割分担のイメージ】

(自助)

- 各種講座など生涯・福祉学習の場に積極的に参加する。
- イベントに参加する等福祉に対して興味・関心をもつ。
- 高齢者や障害のある人など、支援を必要としている人に対する理解を深める。

(互助・共助)

- 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。
- 地域の既存の団体の地域福祉に対する意識向上に取り組む。
- 生涯・福祉学習に関する情報発信やPR 活動を行う。

(公助)

- 総合的な学習の時間等を活用した福祉に関する教育に取り組むなど、学校における福祉教育を行う。
- 生涯・福祉学習に関する情報提供を行うとともに、気軽に活動へ参加できる環境を整備する。
- 寿大学等の各種講座・イベントの開催など、生涯・福祉学習の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを支援する。

施策6

ユニバーサルなまちづくり

① 地域福祉推進体制の再編

地域福祉を町政の基軸の一つに位置づける中で、高齢・障害・児童等の各分野の推進体制を再編・整理します。

取り組み	内容
精華町地域福祉審議会の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉、高齢・障害・児童福祉などに係る会議体の構成、会議体のメンバー構成を整理します。 ○ 地域福祉に係る会議体を町の諮問機関としての審議会の位置づけとし、各専門分野の会議体をその下位に位置づけるなど、関連条例や要綱等と合わせた再編を図ります。
生活圏域の見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの形成や、福祉分野の一体的な支援体制の構築に向けて、小中学校区地域や、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域、自治組織の単位など、多様にある本町の区分けについて、現状の課題の洗い出しと見直しに向けた検討を行います。

② 情報のプラットフォームづくり

福祉サービスの情報や地域活動やボランティアの情報など、様々な情報が集約・整理され、合理的配慮のもとで、誰もが必要とする情報を確実に入手できる情報のプラットフォームづくりに取り組みます。

取り組み	内容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等を充実させ、きめ細かな情報の提供を行うとともに、メール配信等を活用し、関係機関も含めた情報の共有を図ります。
情報提供機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報の提供手段である回覧板や掲示板、チラシ等のいっそうの活用を図るとともに、関係機関との連携のもとで、情報を入手する機会の拡大に努めます。
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ等で提供される情報や機能を、支障なく利用できる環境を整備し、誰もが確実に情報を入手できるよう提供方法の充実に努めます。
情報の共有化と個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題に協働で取り組んでいくため、関係機関・団体等との円滑な連携の障壁とならないよう、適切なプライバシー保護・個人情報保護の運用が図られるように配慮します。

③ バリアフリー化と合理的配慮の推進

地域生活や諸活動・交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と移動円滑化を推進するとともに、様々な情報伝達・コミュニケーションやその他の社会参加の機会に係る合理的配慮の拡大・浸透を図ります。

取り組み	内容
公共公益施設のバリアフリー化の推進	○ 「精華町やさしいまちづくり整備指針 改訂版(平成26年3月)」に基づいて、すべての人が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の視点に立って施設や交通機関等のバリアフリー化を進めていきます。
円滑な移動の確保	○ 誰もが地域の交流の様々な機会に出向くことができるよう、安全な道路・交通環境を整備するとともに、移動支援の充実や町の循環バス「くるりんバス」など公共交通機関の利便性の向上に努めます。 ○ 利用者それぞれの要望に応える新たな交通手段について検討します。
合理的配慮の拡大	○ 行政が行う住民サービスや各種の制度、計画、広報・刊行物等について、その重要性・緊急性などを勘案しながら、順次、必要な合理的配慮を図っていきます(外国人住民への対応を含む) ○ 自治組織活動や文化・スポーツ活動など、地域で行われる様々な活動において、合理的配慮を促進します。

【役割分担のイメージ】

(自助)

- 自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害のある人、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。
- 行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。
- 自分の住む住宅について、高齢者や障害のある人になったときのことを意識する。

(互助・共助)

- 事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。
- 地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。
- 地域の高齢者・障害のある人の移送ニーズを把握し、移動困難者の状況を理解する。

(公助)

- 道路・歩道の整備を行う。
- 住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。
- 高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。
- 高齢者や障害のある人の移動支援に関する事業の周知を図る。

第5章 計画の推進

(1) 計画の進行管理

- この計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。
- また、精華町社会福祉協議会が推進する「精華町地域福祉活動計画」との協調のもとで推進するものです。
- その上で、計画の進行管理については、精華町全体の地域福祉の推進体制を再編し組織する会議体（例；（仮称）精華町地域福祉審議会）からの適切な評価を得ながら行います。

(2) 新たな財源の確保と有効活用

- 改正社会福祉法において「『住民に身近な圏域』において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項」が規定されました。
- 係る国指針において、地域の課題に地域で対応していくための財源等として、地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB（ソーシャルインパクトボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取り組み、企業の社会貢献活動との協働などが例示されているように、精華町においても、新たな財源の確保と有効活用について、積極的に取り組んでいきます。

(3) 圏域・京都府等との連携・協調

- サービス調整や外国人人材の受け入れも含めた福祉人材の育成・確保、国への要望など、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有などを密に図りながら協調して対応します。

資料編

近年の地域福祉に係る動向

■ 地域福祉計画策定に係る法制度・改正

法制定・改正等	概要
子どもの貧困対策	<p>[H26.6 施行]</p> <p>正式名称： 子どもの貧困対策の推進に関する法律</p> <p>○ 法に基づき、政府には子どもの貧困対策に関する大綱の作成と、実施状況の公表が義務づけられました。同法を受けて策定された、「子供の貧困対策に関する大綱」では、基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標、指標改善に向けた教育や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の施策が定められています。</p>
自殺対策基本法の改正	<p>[H18.10 施行、H28.4 改正]</p> <p>正式名称： 自殺対策基本法</p> <p>○ 自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに、自殺者の親族等を支援することを目的とする法律です。法に基づき自殺総合対策大綱が策定され、国関係省庁、地方公共団体、民間団体などが連携して総合的な取組を実施しています。</p> <p>○ 平成 28 年 4 月の改正では、都道府県・市町村は計画に基づき対策計画の策定が義務づけられました。</p>
成年後見制度利用促進法の制定	<p>[H28.4.15 公布、H28.5.13 施行]</p> <p>正式名称： 成年後見制度の利用の促進に関する法律</p> <p>○ 認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。</p> <p>○ 法に基づき、H29.3.24、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。</p>
ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<p>[H28.6.2 閣議決定]</p> <p>○ 「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。</p>
人権三法	<p>※下記の三法を「人権三法」と呼んでいます。</p> <p>[H28.4 施行]</p> <p>正式名称： 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</p> <p>○ 障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」を実現することをめざした法律です。</p> <p>[H28.6 公布・施行]</p> <p>正式名称： 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）</p> <p>○ 民族や国籍等の違いを乗り越え、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる成熟した社会の実現を目指すために制定された法律です。</p> <p>[H28.12 公布・施行]</p> <p>正式名称： 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）</p> <p>○ 今なお残る部落差別の解消に向けた取組を推進することを目的に制定された法律です。</p>

法制定・改正等	概 要
「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）	<p>[H29.2.7]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚労省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して（H28.7）、地域共生社会実現に向けた検討を進めており、同本部のもとで、その具体化に向けた改革を進めています。
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正	<p>[H29.6.2 公布、H30.4.1 施行]</p> <p>正式名称： 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。 ○ 「我が事・丸ごと」の地域づくりをキーワードとして、社会福祉法が改正され、地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する「上位計画」として位置づけられました。
新しい社会的養育ビジョン	<p>[H29.8 公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年児童福祉法改正において、子どもの福祉のためには子どもへの直接の支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的にも裏付けられました。 ○ このビジョンは、これを踏まえて新たな社会的養育のあり方を提示するものとして「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられています。
幼児教育・保育の無償化	<p>[H29.12.8 閣議決定] 新しい経済政策パッケージ</p> <p>[H30.6.15 閣議決定] 経済財政運営と改革の基本方針 2018</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記において、3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化の方針が示され、消費税率引上げ時の平成 31 年 10 月 1 日からの実施を目指すこととされています。 ※ 児童福祉に係る状況に大きな変化が継続しており、社会動向を注視しつつ適切な対応を図っていく必要があります。
生活困窮者自立支援法の改正	<p>[H27.4 施行、H30.10 改正]</p> <p>正式名称： 生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な人に確実に生活保護を実施することと、就労支援を含めた生活困窮者等の自立を促進するための法律です。 ○ 平成 30 年の改正では、基本理念に「地域ぐるみの生活困窮者支援と地域共生社会の実現」が定義されました。支援体制の強化として、自立相談支援事業の利用促進や関係機関で構成する支援会議の設置、相談支援・就労準備支援・家計改善支援の一体的な実施、学習支援等が定められています。

用語解説

【あ】

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

インフォーマル（サービス、活動）

地域住民やボランティアが行う制度外（非公式）の援助サービス。

【か】

介護保険制度

介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月から施行され、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度。

絆ネットコーディネーター

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っている。一般的にコミュニティ・ソーシャルワーカーというが、京都府では絆ネットコーディネーターと呼んでいる。

クラウドファンディング

不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力を行うこと。

ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人。

【さ】

市民後見人

一般住民による成年後見人として、家庭裁判所から選任され、認知症等により判断能力が十分でない人の財産管理や身上保護を行う。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱され、住民からの人権相談に応じるほか、人権問題について関心を持ってもらえるよう啓発活動も行っている。

成年後見支援センター

成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、制度の相談や広報啓発、市民後見人の育成及び活動支援、関係機関とのネットワークの構築等を行う。

SIB（ソーシャルインパクトボンド）

行政が民間事業者の知見や資金を活用して事業を行う、官民連携の手段の一つ。

【た】

ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のことであり、近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

【な】

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。

【は】

バリアフリー

元々は、建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることをいう。最近では、より広い意味で、高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

避難行動要支援者

高齢者や、障害のある人その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。特に、本町では以下の者を対象としている。

- ① 介護保険制度の要介護認定者（要介護3、4、5）
- ② 身体障害者手帳を所持する者（1、2級）
- ③ 療育手帳を所持する者（A）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者（1級）
- ⑤ 災害時要配慮者登録台帳に登録されている者

フォーマル（サービス、活動）

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律等の制度に基づいたサービス。

福祉避難所

緊急災害時の避難に専門的な支援が必要な要介護高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者を対象とした避難所。

防災行政無線

都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のことをいう。

【ま】

民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことあり、それぞれの地域で、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や児童等の見守りや安否確認等を行う。本町では「民生児童委員」と呼んでいる。

民生児童委員支援員

精華町民生児童委員協議会から委嘱され、民生児童委員の担当地区内の活動について、補佐・協力を行う。

【や】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。